

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第9号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	丸友開発株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 大石 安孝
本店所在地	浜松市中央区若林町 285
停止期間	2か月

3 入札参加停止の理由

上記業者は、静岡県浜松土木事務所発注の「令和7年度〔第37-Z0808-01号〕県営住宅芳川団地A棟建替事業1号棟解体工事」等に関し、建設業法の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を他の現場の主任技術者等として兼務させていた。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

【入札参加停止要綱別表第2第9号（建設業法違反行為）に該当】

4 停止期間の始期及び終期

令和8年3月5日から令和8年5月4日まで（2か月）

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第9号

措置要件	措置期間
県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2か月以上9か月以内